

横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針 用語説明資料

方針第2（用語の意義）について

主な用語の意義は以下のとおりです。

(1) 公共建築物とは

公共建築物における木材の利用の促進に関する法律（以下「法」という。）による。

法第2条 この法律において「公共建築物」とは、次に掲げる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）をいう。

- (1) 国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築物
- (2) 国又は地方公共団体以外の者が整備する学校、老人ホームその他の前号に掲げる建築物に準ずる建築物として政令で定めるもの

法施行令第1条 [公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律](#)（以下「法」という。）[第2条第一項第二号](#)の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校
- (2) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する社会福祉施設
- (3) 病院又は診療所
- (4) 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設
- (5) 図書館、青年の家その他これらに類する社会教育施設
- (6) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- (7) 高速道路（高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいう。）の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所

(2) 木造化とは

基本方針による。（建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。）

(3) 内装等の木質化とは

基本方針による。（建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。）

(4) 県産木材とは

神奈川県指針による。（神奈川県内で生産された素材並びに当該素材を材料とする製材品及び木製品をいう。）

(5) 国産材とは

基本方針による。（国内で生産された木材をいう。）

※基本方針：公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年10月4日 農林水産省、国土交通省告示第3号）